新医協東京支部鍼灸部会会則

＜目 的＞

当部会は国民の健康と生命を守るため鍼灸および手技療法の理論・技術の進歩をめざす。

＜活 動＞

（１）鍼灸医学、手技療法医学の創造的、学術的発展を目指す活動。

①鍼灸師、あんま・マッサージ・指圧師が臨床で充分力を発揮できるための教育、研修のための活動。

②すべての国民が等しく最善の鍼灸、手技療法の治療をうけられるように保険、医療制度、及び教育制度を改善するための活動。

③東洋医学理論を現代の様々な疾病の治療と予防に応用するための研究。

（２） 東洋医学の理論と方法を日常生活に生かして働く人々や地域住民が自分の健康を自分で守ることを支援する活動。

（３）他団体、学会との交流を計る。

当部会の目的を実現するために他に属する団体、学会のなかでも活動。新医協内の他領域と交流と協力をする。

（４）平和と民主主義を守り、生命と健康を保障する生活条件の実現をめざす活動。

（５）これらの活動を前進させるための研究集会、講座、合宿、例会、地域活動等の開催、機関誌「鍼灸部会」の発行を行う。

＜会 員＞

（１）当部会の目的に賛同する新医協東京支部の会員で鍼師･灸師･あんまマッサージ指圧師、医学、保健、医療に携わる人々（学生を含む）で構成する。

（２）会員は当部会のすべての活動に参加でき、機関誌の配布をうける。

（３）当部会は賛助会員を置くことができる。

＜総 会＞

（１）当部会の最高機関は総会であり、総会は会長の招集によって毎年一回開催される。

（２）総会は活動方針、予算、決算の承認、会費決定と五役[会長・副会長・事務局長・会員（組織）部または会計・生涯学習部長]役員、会計監査の選出及び会則改定を行う。

（３）総会に欠席の場合は委任状を取り､その議決は出席者と委任状提出者の過半数をもって行う。

＜役員の選出＞

常任役員（生涯学習部長を除く）は会員の選挙により選出される。

選挙は細則による。

＜役員会＞

役員会は総会に次ぐ決議機関で会長がこれを召集する｡役員会は役員と常任役員で構成される。

＜常任役員会＞

常任役員会は必要に応じて会長によって召集され、役員会に提出する議案の審議を行う。

＜常任役員と任務＞

当部会は次の常任を置く

（１）会長一名：当部会を代表し、総会、役員会、常任役員会を招集し当部会の活動を統轄する。

（２）副会長若干名：会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
（３）事務局長一名：事務局を統轄する。部会報の担当者を局内に定める。
（４）会員組織部長一名：会員の入退会を集約する。
（５）会計部長一名：当会の財政を管理する。
（６）学術部長一名：教育、研修活動の企画立案を行う。
（７）生涯学習部長一名：生涯学習部を統轄する。生涯学習部の互選によって選出される。

＜役員と任務＞

次の部を設け会長が責任者１名を指名する。
（１）例会企画部：例会の企画立案を行う。
（２）講座事務局：講座の運営を行う。
（３）保険部：患者、国民の要望に応える健康保険拡充活動を行う。
（４）生涯学習部担当役員：生涯学習部の顧問として管理を行う。
（５）上記の他本部常任理事及び東京支部幹事を役員とする。

＜会計監査＞

会計監査は当部会の会計を監査し総会に報告する。
監査が必要と認めたときには役員会、常任役員会に出席し意見を述べることが出来る。

＜生涯学習部＞

部会員相互の生涯学習の場として生涯学習部を組織することができる。

＜財　政＞

当部会の財政は会費、賛助会費、事業収入、雑収入によってまかなう。

＜顧　問＞

当部会に顧問を置くことができる。

＜選　挙＞

役員の選挙の施行は細則で定める

細　則

＜財　政＞

（１）当部会の活動に関して予算措置が必要な場合は常任役員会に申請し役員会で決定する。
（２）当会の会費は総会で決定する。
（３）二年以上継続して会費を滞納した者は退会とする。
（４）会費は該当年度の５月末までに納入することを原則とする。
（５）役員会での役員交通費は実費を支給する。

＜選挙規定＞

（１）会長は選挙管理委員を若干名任命する。
（２）選挙管理委員は常任役員選挙を部会ニュースなどにより公示する。
（３）公示期間は４月１０日より２０日までとする。
（４）立候補予定者は期間までに選挙管理委員へ立候補の所定の手続きを行う。
（５）選挙管理委員は５月総会前に立候補者名を部会ニュースなどにより周知させる。
（６）複数の候補がある場合は総会において投票で選出する。
（７）立候補者がなき場合、役員会が推薦候補を選出し総会にて承認を得るものとする。

＜会場費＞

会員の自宅及び治療院を会場として使用した場合は一定の金額を支払う。

＜慶弔費＞

（１）慶事は本人の結婚、開業に付いて行う。

（２）弔事は本人と配偶者の死去に付いて行う。

（３）その他入院火災等事故については会長が必要と認める場合に行う。

付則　本規約は 2005 年 1 月 24 日より施行する。

2006 年 1 月 29 日総会で一部改定。

2018 年 1 月 21 日総会で一部改定。

2020 年 1 月 19 日総会で一部改定。

2025 年 1 月 19 日総会で一部改定。細則は 2026 年度より改定。

2026 年 5 月 17 日総会で一部改定。